

橿原市電子入札運用基準

第1 趣旨

この基準は、橿原市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う建設工事及び測量又は設計関係業務委託（以下「電子入札案件」という。）における入札（見積を含む。以下同じ。）手続に関し、円滑かつ的確に運用するための事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の意義については、以下に定めるところによる。

- （1）電子入札 電子入札システムを使用して処理する入札及び開札事務をいう。
- （2）紙入札 電子入札によらない従来の紙媒体により処理する入札及び開札事務をいう。
- （3）ＩＣカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードで、電子入札コアシステムに対応しているものをいう。
- （4）電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- （5）入札者 電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。
- （6）紙入札者 紙の入札書により電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。

第3 電子入札対象案件の登録

市長は、電子入札案件の競争入札を行う場合は、電子入札の対象とする案件を電子入札システムに登録するとともに、当該案件が電子入札の対象案件である旨を入札公告等に記載するものとする。

- 2 入札参加資格確認申請の受付期間は、入札公告等で定める期間（橿原市の休日を定める条例（平成元年橿原市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。
- 3 入札書の受付期間は、入札公告等で定める期間（休日を除く。）とする。

第4 電子入札システムの利用時間

電子入札システムの利用時間は、原則として、午前8時から午後8時まで（休日を除く。）とする。

第5 電子入札システムへの利用者登録

入札者は、あらかじめ、電子入札に使用できるＩＣカードを取得して、電子入札システムを用いて利用者登録を行わなければならない。

- 2 入札者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

第6 入札者が使用するＩＣカードの取扱い等

電子入札に使用できるＩＣカードは、当該入札に係る競争入札参加資格者名簿に登録された入札者の名義で取得したものであること。ただし、代表者から委任されている場合は、その委任を受けた者の名義のものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードは、特定建設工事共同企業体の代表者のＩＣカードとする。

第7 紙入札による届出をする場合

次の各号に該当する入札者は、紙入札を行うことができる。この場合において紙入札を希望する者は、紙入札方式参加届出書（様式第1号）を入札書提出締切日の正午までに市長に提出した場合に限り、必要な書類を持参し、入札に参加することができる。

- (1) 電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合
 - (2) 指名競争入札及び随意契約において、電子入札システムに利用者登録をしてないにもかかわらず指名又は見積依頼を受け、かつ、ICカードを取得していないため、電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合
 - (3) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなった場合で、ICカードの再発行を申請中の場合
 - (4) ICカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更によりICカードの再発行を申請中の場合
 - (5) 電子入札参加者の使用する電子計算機において故障又は通信障害が発生し、その復旧が入札書等の提出期限に間に合わない場合
 - (6) (3)・(4)及び(5)に掲げる場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続に支障がないと市の入札執行者（以下「入札執行者」という。）が認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により紙入札方式参加届出書を受理したときは、入札者が当該入札案件について電子入札システムを使用することについては認めないものとする。ただし、当該届出書を受理する前に既に電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。
- 3 入札者は、第1項の規定により紙入札方式参加届出書を持参した場合、入札に必要な書類を入札公告に示す入札書提出締切日の正午までに提出しなければならない。提出期限後の書類の提出は一切受け付けないものとする。また、紙入札によっていったん市長に提出した入札書の差換え、引換え及び撤回は認めないものとする。
- 4 紙入札者は、入札書（様式第2号）及び見積書（様式第3号）にそれぞれくじ番号（任意の3桁の数字をいう。）を明記した上で提出するものとし、くじ番号が記載されていないときは、入札執行者は、当該入札書に記載された入札価格の上位3桁の数字をくじ番号として使用する。
- 5 紙入札者の提出した入札書の電子入札システムへの登録は、当該入札書の到着順を原則とし、入札執行者がこれを行う。

第8 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方式によらなければならない。

- (1) マイクロソフトワード2010形式以下での保存に限る。
 - (2) マイクロソフトエクセル2010形式以下での保存に限る。
 - (3) PDFファイルアクトバット8から11までで互換のある形式に限る。
- 2 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、LZH又はZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- 3 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウィルスに感染していないか確認し、コンピュータウィルスに感染したファイルを添付してはならない。
- 4 第1項及び第2項により作成したファイルの容量が指定された容量を超える場合、又は添付できない書面等がある場合は、紙媒体で作成し、別に指定する場所へ持参し提出するものとする。

第9 入札書及び見積書の提出

入札者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達するように提出しなければならない。なお、（１）の入札書又は見積書については、入札金額、入札者の商号又は名称及びくじ番号等必要な事項が全て入力されたものを有効な入札書又は見積書として取り扱う。

（１）入札書又は見積書

（２）電子入札内訳書（様式第４号）ただし、紙入札者は、不要。

（３）その他入札公告等で定める書面

２ 市長は、入札書受付締切後、直ちにその旨を入札者（紙入札者及び見積者を除く。）に、電子入札システムにより通知するものとする。

２ 提出された入札書等の差換え、引換え及び撤回は認めない。

３ 入札者は、（１）の見積書の提出に当たり、提出意思確認書の提出によって見積書の提出意思を市長に、電子入札システムにより通知しなければならない。当該確認書の提出がなかった場合は辞退とみなす。

第10 開札

入札執行者は、電子入札システムを使用して開札するものとする。

２ 紙入札者がいるときの開札にあつては、開札日時に、当該紙入札者の入札書を開封するものとする。この場合において、入札執行者は、開封した入札書の金額及び電子くじ番号を、電子入札システムに入力するものとする。

３ 一般競争入札及び指名競争入札の電子入札においては、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の８第２項及び第１６７条の１３の規定を適用し、入札者又は当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないで開札を行うものとする。

４ 落札者を決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札者に対する通知は、電話又はファックスによることができる。

５ 落札者又は落札候補者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者又は落札候補者及びその順位を決定するものとする。

６ 落札者を決定するに当たり、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留にし、その旨を当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札者に対する連絡は、電話又はファックスによることができる。

第11 入札辞退

入札者は、当該入札案件を辞退するときは、入札辞退届を入札書提出締切日時までに電子入札システムにより届け出なければならない。

２ 紙入札者は、当該入札案件を辞退するときは、入札辞退届を入札書提出締切日時までに持参又は郵送により提出しなければならない。

第12 障害発生時の対応

本市の使用に係る電子計算機等の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムが使用できなくなった場合は、次の各号の場合に応じてそれぞれ定めるところにより対応するものとする。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札の延期を行い、入札者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札者に電話又はファックス等の確実な方法で紙入札に変更したこと及び入札方法等必要な事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出は要しないものとし、既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させるものとする。

第13 その他

この基準に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては入札心得、入札公告等の定めるところによる。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

紙入札方式参加届出書

平成 年 月 日

(宛先)
榑原市長

住所
商号又は名称
代表者名（受任者） 印

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加を届け出ます。

- 1 開札日
- 2 工事（委託）名
- 3 電子入札システムでの参加ができない理由

（注）ＩＣカード（再）発行の申請中の場合で他に有効なＩＣカードがない場合は、ＩＣカードの申請中であることが分かる書類（ＩＣカードの申込書等）を添付すること。

上記について受理します。

平成 年 月 日

入札書

入札日 平成 年 月 日

入札金額 一金

百億	十億	一億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

消費税を除く

くじ番号
(3桁の数字を記入)

--	--	--

ただし、契約番号 第 号

工事(委託)名

工事(委託)場所 檀原市 町地内

入札金額の内訳			
項目	数量	金額	備考
諸経費			
合計(消費税を除く)			円

入札保証金 免除

上記のとおり入札します。

檀原市長 殿

(入札者) 所在地
会社名
代表者

(印)

見 積 書

見積日 平成 年 月 日

見積金額 一金

百億	十億	一億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

消費税を
除く

くじ番号
(3桁の数字を記入)

--	--	--

ただし、契約番号 第 号

工事(委託)名

工事(委託)場所 檀原市 町地内

見 積 金 額 の 内 訳			
項 目	数 量	金 額	備 考
諸 経 費			
合 計(消費税を除く)			円

入 札 保 証 金 免 除

上記のとおり見積します。

檀 原 市 長 殿

(見積者) 所 在 地
会 社 名
代 表 者

(印)

電 子 入 札 内 訳 書

入札(見積)日 平成 年 月 日

ただし、契 約 番 号 第 号

工事(委託)名

工事(委託)場所 檀原市 町地内

入 札 (見 積) 金 額 の 内 訳			
項 目	数 量	金 額	備 考
諸 経 費			
合 計 (消費税を除く)			円

入 札 (見 積) 保 証 金 免 除

上記のとおり入札(見積)します。

檀 原 市 長 殿

(入札者) 所 在 地
会 社 名
代 表 者